

議員提出第六号議案

燃油高騰対策事業の効率的な運用を求める意見書

昨年、年頭から始まった原油高騰に伴う漁業用燃油の高騰は本県の漁業にも多大なる打撃を与え、操業の停止や漁業離れに拍車をかけるなど先行きに大きな不安の陰を落としたところである。燃油高騰の影響を受ける以前から構造的に厳しさを増してきた水産業にとって、まさに燃油高騰は壊滅的な打撃を与えることとなった。

その流れを受け、本県は昨年九月に国に先駆けて燃油高騰対策を打ち出し、国においても各種の緊急対策が講じられたところである。

国の燃油高騰対策事業の一つである燃油代の補填事業については、前年に使用した燃油代金総額の九十パーセントを上回った部分を補填対象とするものであるため、燃油価格が下落した現在では、事業の効果が霧散した状況である。

燃油高騰対策は緊急対策として有効であったと考えるが、燃油価格が下がった現在は抜本的な対策を継続的に講じていかない限り、依然として漁業経営を取り巻く厳しい環境下で水産業に明日はないと考える。

現状は水産資源、漁業経営、水産物販売に至る総合的な施策を展開することが本県水産業の進行を図る上で最重要課題となっている。

よつて、国会及び政府におかれては、現行の燃油代の補填事業について、燃油等に限らず、漁業の再編対策や省エネ型漁業への転換等に利用できるようにするなど燃油高騰対策事業をより漁業の発展に資する事業に転用できるよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年三月二十六日

大分県議会議長 安 部 省 祐

衆議院議長	河野 洋平 殿
参議院議長	江田 五月 殿
内閣総理大臣	麻生 太郎 殿
財務大臣	与謝野 馨 殿
農林水産大臣	石破 茂 殿